

反社会的勢力の排除に関する覚書(会規第1-3号様式)

(以下、「甲」という。)および、公益社団法人伊勢市観光協会(以下、「乙」という。)は暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)との関係遮断について、甲乙間の取引について、次のとおり覚書を締結します。

第1条(反社会的勢力との関係について)

甲および乙は、次に掲げる事項について、相手方に対して保証します。

- (1) 自らが反社会的勢力ではなく、今後ともそのようなことはないこと。
- (2) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、詐術、暴力行為、または脅迫的言辞を用いないこと。
- (3) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、自身の関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどをしないこと。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害、または妨害するおそれのある行為をしないこと。

第2条(相手方の調査に対する協力について)

甲および乙は、隨時相手方が本覚書第1条に記載の事項を確認するために実施する調査に合理的な範囲で協力し、相手方が要請した資料等を提出するものとします。

第3条(本覚書記載事項に違反した場合の取扱いについて)

甲は、本覚書第1条および第2条の記載事項に違反した場合は、乙との一切の契約関係について、何らの催告なしに直ちに解除されることを受け入れるとともに、かかる契約解除を理由として乙に対し損害賠償請求その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとする。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲・乙 署名捺印の上1通を保有するものとします。

年 月 日

甲

乙 三重県伊勢市本町16番2号
公益社団法人伊勢市観光協会
会長 濱田典保